

第5節 科目等履修生・聴講生・特別聴講学生及び研究生

第137条 大学院修士課程及び大学院専門職学位課程の授業科目中の1科目又は数科目の履修を希望する者に対して、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生の出願手続等については、別に定める。

第138条 科目等履修生は、履修した授業科目について試験を受けることができる。試験に合格した者には、所定の単位を与えることができる。

第139条 大学院修士課程の授業科目中の1科目又は数科目の聴講を希望する者に対して、聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生の出願手続等については、別に定める。

第140条 国内又は国外の他の大学院の学生が大学院研究科の授業科目の履修を希望するときは、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生の出願手続等については、別に定める。

第141条 各研究科において、特殊な事項に関する研究に従事しようとする者に対して、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生の出願手続等については、別に定める。

第142条 国内又は国外の他の大学院の学生が各研究科において、特殊な事項に関する研究に従事しようとするときは、特別研究学生として入学を許可することがある。

2 特別研究学生の出願手続等については、別に定める。